

保国発 1031 第 1 号
令和 7 年 10 月 31 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

市町村が行う国民健康保険の高額介護合算療養費の支給申請の手続の簡素化等について

令和 4 年度の地方分権改革に関する提案募集において地方から提案された事項を受け、別添のとおり「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定しているところであり、地方からは市町村が行う国民健康保険の高額介護合算療養費の支給申請の手続の簡素化についても提案があったことから、当該対応方針中「4 義務付け・枠付けの見直し等」に記載のとおり、「高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請（国民健康保険法 57 条の 3 並びに介護保険法 51 条の 2 及び 61 条の 2）については、市区町村及び被保険者の負担を軽減するため、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とするよう、令和 6 年度以降にシステム改修を順次実施し、改修完了後、速やかに運用を開始する。」こととしている。

これを踏まえ、今後、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年 12 月 27 日厚生省令第 53 号）の一部を改正した上で、追って改正の内容等を正式に通知する予定であるが、あらかじめ、今回の改正の趣旨及び概要について、下記のとおり通知するので、その円滑な実施にご配慮いただきたい。

記

第 1 改正の趣旨

市町村が行う国民健康保険の高額介護合算療養費の支給申請について、市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とする。

第 2 改正の概要

高額介護合算療養費の支給申請については、現在、国民健康保険法施行規則第 27 条の 26 に規定される必要事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を、添付書類と併せて保険者に提出する必要があるとして、これ以外の方法は認めていないが、今般、省令を改正し、当該支給申請について、市町村が別段の定めをすることを可能とする

旨の条項を追加する。

具体的には、市町村が条例等で別段の定めをすることで、高額介護合算療養費支給申請手続を簡素化することを可能とする。その結果、別段の定めをしたうえで、申請書の記載内容を工夫すること等により、実質的な申請は初回時のみで足りるようにすることも可能となる。これにより、市町村に毎年申請するという被保険者の負担の軽減や、毎年申請書を受け付け、申請書の記載等を確認するという市町村の事務負担の軽減に資すると考えられる。

一方で、その際には、滞納者との接触の機会が失われることや、世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額介護合算療養費の過誤給付が発生すること等のデメリットがあることも踏まえた上で、手続を簡素化するか否かの検討を行っていただきたい。

なお、令和8年度中に省令改正等の必要な措置を講ずることとしている。

第3 国保総合システムの改修

高額介護合算療養費の支給申請の手続の簡素化に向けて、国保中央会において国保総合システムの改修を進めることとしており、そのシステム上の要件は以下のとおりとされているので、ご承知置きいただきたい。

なお、高額介護合算療養費の支給申請の手続の簡素化及び国保総合システムの改修に伴い、市町村国保システムにおいて必要となる機能については、令和8年1月末に公開を予定している国保標準仕様書【第1.6版】にてお示しする予定としている。

①以下の要件を満たさない場合に限り簡素化を希望することが可能となること。

1. 世帯主（擬制世帯主）を含むすべての支給対象者のうち、支給申請の簡素化を希望していない対象者が一人でもいる場合
2. 自己負担額証明書交付申請を兼ねた申請を行う場合
3. 計算期間中に死亡・生保適用・海外転出となった場合における計算期間中の申請及び計算期間末日以降の申請である場合

②簡素化の希望について、介護保険においても適用されること。

③「窓口払い」を希望する場合は、簡素化を希望することができないこと。

④世帯構成の変更があった場合には、簡素化の対象外となり、再度の申請が必要となること。

第4 施行期日

「第2」に係る改正の施行は、公布日施行とする予定。（公布日は令和8年度中を予定。）